

アルラ スポーツ&スパ クラブ会員会則

R2.12.01

本会則はアルラ会員、ジュニア会員並びに入会に同意し保護者責任を持つ保護者に適用します。

1条 【入会資格】本クラブでは会則に従い、下記項目に該当する方の入会はお断りしています。・

- ・暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員
- ・入れ墨、タトゥー、及び類似シール、類似のペインティングのある方
- ・伝染病、その他、他人に感染の恐れのある疾病を有する方
- ・医師から運動、入浴を禁じられている方
- ・妊娠されている方（但し、キッズスポーツ教室ジュニア会員は除く）
- ・16歳未満の方（但し、キッズスポーツ教室ジュニア会員は除く）
- ・自己管理のもと、施設を一人で利用する事が出来ない方
- ・過去に本クラブ又は他のスポーツクラブにて除名等の告知を受けた方
- ・本会則の遵守を承諾、実行されない方
- ・その他、当館が公序良俗に従う判断において不相当と認める方

2条 【会員制度】本クラブは会員制とし、会員でなければ施設利用はできない。

- ・入会するものは、本会則を承認し、規定の諸契約を本クラブと締結するものとする。
- ・会員は本クラブ施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければならない。

3条 【会員資格、会員証】

- ・会員資格、会員証は会員個人にのみ有効であり、他に譲渡、貸与等は禁止する。
- ・会員資格、会員証の貸与等不正利用が発覚した場合はその会員は除名するものとします。
- ・会員は会員証を破損・汚損・紛失した際は速やかに本クラブ所定の再発行手続きをとる事とし、その費用は会員が負担しなくてはならない。
- ・会員は会員資格を喪失した際には速やかに会員証を本クラブに返還しなければなりません。

4条 【入会金・事務登録料・会費・手数料等】

- ・会員区分に従う入会金・事務登録料、会費、手数料等（以下「会費等」という）は別に定める。
- ・会員は支払期日までに、会費等を支払はなければならない。支払いに要する費用は会員の負担とする。
- ・一旦納入した会費等は本会則または法令に定めがある場合を除き、これを返還しない。
- ・会費等に課せられる消費税等は会員の負担とし、税率変更時においては、その内容に従い変更される。
- ・会費等は本クラブがその管理運営責任を持って変更できるものとする。
- ・会員は本クラブの会員資格を有する限り、所定の退会手続きが完了し、退会日が到来するまでは、施設利用の有無に関係なく、会費等の支払い義務が生じるものとする。
- ・本クラブは経済情勢等の変動、その他の事情により必要と判断した場合は、会費等を改定できるものとする。

5条 【会費の滞納】

- ・会員は、会費の支払いを滞納した場合は、直ちにその全額を所定の方法で本クラブに支払わなければならない。
- ・本クラブは、会員に会費の滞納がある場合は、施設の利用を制限する事ができます。
- ・本クラブは、会員に会費の滞納がある場合は、その会員を除名にする事ができます。但し、除名となった場合でも、当該会員は滞納している会費等を全額支払わなければならない。

6条 【諸規則の遵守】会員（ビジター含）は施設利用にあたり、本会則、その他館内諸規則を遵守しなければならない。

また以下の行為を行った場合、本クラブは入館の拒否、施設利用の停止及び退会（規約退会）をさせる事ができるものとする。

- ①酒気を帯びての利用
- ②他の会員への迷惑行為
- ③施設スタッフの指示に反する行為
- ④営業行為、金銭貸借、政治活動、署名活動、宗教活動
- ⑤動物の持ち込み
- ⑥刃物、危険物や異音、異臭を発する物の持込
- ⑦本クラブの会員、スタッフ、本クラブを誹謗中傷する行為
- ⑧本クラブ会員、スタッフに対する暴力、危険、威嚇、脅迫、ストーカー、拘束行為
- ⑨盗撮、盗聴（所定の場

所以外での無断の撮影・録音含)、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令又は公序良俗に反する行為⑩施設、器具、備品類の破壊、損傷、長時間の独占使用、持ち出し行為⑪本クラブスタッフ、本クラブに対する過度な要求行為⑫その他一切の違法行為⑬その他本クラブが公序良俗に反すると判断する行為

7条 【損害賠償責任免責/会員等の損害賠償責任】

- ・本クラブ内で発生した盗難、紛失、傷害、事故について、それが本クラブの責に帰す場合を除いて責任を負わないものとする。
- ・会員間に生じたトラブルについて、会社は一切その責を負わないものとする。
- ・会員（ビジター含む）の責に帰する事由により、本クラブ、第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。

8条 【施設の開鎖及び休業】 次の場合、本クラブは施設の一部または全てを閉鎖、休業できるものとする。またその間の会費等の支払い義務の軽減や免除はされない。

①定休日 ②本クラブが特別行事を開催する場合 ③施設の増改築、修繕・点検による場合 ④天災、その他外的要因で施設運営に支障をきたす場合 ⑤その他施設の管理、安全上、営業が困難であると判断される場合

9条 【施設利用の禁止と規約退会】 以下の項目に該当する方の施設利用の禁止と規約退会（会員を除名する）を実行する事とする。

規約退会となった場合は即日施設利用を停止致します。また、規約退会となった場合においても納入している会費の返金はしないものとする。

- ①本会則 1 条に抵触された方 ②本会則 6 条に違反された方 ③会費等の支払いを怠った方
④安全、正常な施設利用ができないと本クラブが判断した方 ⑤その他会員としてふさわしくないと本クラブが判断した方

10条 【退会手続き】

- ・退会される場合は必ず来館の上、書面での手続きが必要となります。また退会手続き期限は退会希望月の 10 日までとなっております。※11 日以降に手続きの場合は翌月末日の退会となります。
- ・会員に会費の滞納がある場合は退会手続きまでに、これを全額支払わなければならない。
- ・退会月の諸会費は、退会が月の途中であってもこれを全額支払わなければならない。

11条 【禁止事項】 会員（ビジター含）下記の行為を行ってはなりません。

- ①館内・敷地内での飲酒・喫煙行為②高額な金銭・貴重品の持込③インターネット、SNS での本クラブの情報を公開する行為
④対価を得ての本クラブ会員への指導行為⑤その他本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為

12条 【遺失物の取扱い】

本クラブの施設内においての忘れ物、落とし物、放置物（以下、遺失物という）を拾得した場合は、本クラブの定めに基づき適切に取り扱うものとします。

本クラブ内での遺失物は、一週間を経過後に処分するものとし、衛生上の理由により飲食物については即日処分するものとする。会員及びビジターは異議を申し立てないものとする。

13条 【細則】

本会則に定めのないもので本クラブが管理運営上必要と判断した事項については、都度、諸規則、注意事項、案内等として定める事が出来るものとする。

14条 【会則の改定】 本クラブは必要に応じて、会則等の改定を行うことができる。また改定した会則等は全会員に及ぶものとする。

本クラブは改定に際して、施設内への掲示等を通じ会員への認知に努めるものとする。

15条 【発効】

本会則は 2020 年 12 月 1 日より発行します。